

一般社団法人久留米三井薬剤師会共催等規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般社団法人久留米三井薬剤師会（以下、「本会」という。）定款第4条第2項 薬剤師の職能の向上に関する事業。第3項 公衆衛生の普及・指導に関する事業。第4項 薬事衛生の向上・普及に関する事業。第5項 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事業。第10項 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業。の規定に基づき定めるものとする。

第2章 申 請

(窓口)

第2条 窓口は、本会 事務局が行う。

(書類)

第3条 講演会等開催日の4週間前までに、依頼申請書（第1号様式）と案内状原案を本会事務局に提出する。

(承認)

第4条 必要に応じて担当委員会で協議し、理事会で承認を得る。

附則

この規定は、平成27年12月9日から施行する。

この規定は、平成29年9月14日から施行する。